12　実包火薬庫の基準

一　第二十七条の四第一項の基準

イ　［略］

ロ　第二十七条の四第一項第一号の火薬庫の壁

イ　［略］

ロ　火薬庫の壁の材質を、目視等により検査し、及び当該壁の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

ハ　第二十七条の四第一項第二号の火薬庫の屋根

ハ　火薬庫の屋根の材質を、目視等により検査し、及び当該屋根の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

二　第二十七条の四第二項の基準

イ　［略］

ロ　第二十七条の四第二項第一号の火薬庫の壁及び屋根

イ　［略］

ロ　火薬庫の壁及び屋根の材質を、目視等により検査し、並びに当該壁及び屋根の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

ハ　第二十七条の四第二項第二号の火薬庫の窓

ハ　窓が設けられていないことを、目視等により検査する。

ニ　第二十七条の四第二項第三号の警戒設備

ニ　警戒設備の設置の状況を、目視等及び図面により検査する。

ホ　第二十七条の四第二項第四号の火薬庫における地震動に対する安全性

ホ　火薬庫における地震動に対する安全性を、目視等及び図面により検査する。

13　煙火火薬庫の基準

一　［略］

一　［略］

二　第二十八条第一号の火薬庫の構造

二　火薬庫の構造、材質、基礎及び排水の措置の状況を、目視等及び図面により検査する。

三～五　［略］

三～五　［略］

六　第二十八条第四号の火薬庫の土堤

六　土堤、簡易土堤又は防爆壁の有無を、目視等により検査する。

14　がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準

一　［略］

一　［略］

二　第二十九条第一号のがん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造

二　がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造及び防火の措置を、目視等又は図面により検査する。

12　実包火薬庫の基準

一　第二十七条の四第一項の基準

イ　［略］

ロ　第二十七条の四第一項第一号の火薬庫の壁

イ　［略］

ロ　火薬庫の壁の材質を、目視により検査し、及び当該壁の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

ハ　第二十七条の四第一項第二号の火薬庫の屋根

ハ　火薬庫の屋根の材質を、目視により検査し、及び当該屋根の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

二　第二十七条の四第二項の基準

イ　［略］

ロ　第二十七条の四第二項第一号の火薬庫の壁及び屋根

イ　［略］

ロ　火薬庫の壁及び屋根の材質を、目視により検査し、並びに当該壁及び屋根の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

ハ　第二十七条の四第二項第二号の火薬庫の窓

ハ　窓が設けられていないことを、目視により検査する。

ニ　第二十七条の四第二項第三号の警戒設備

ニ　警戒設備の設置の状況を、目視及び図面により検査する。

ホ　第二十七条の四第二項第四号の火薬庫における地震動に対する安全性

ホ　火薬庫における地震動に対する安全性を、目視及び図面により検査する。

13　煙火火薬庫の基準

一　［略］

一　［略］

二　第二十八条第一号の火薬庫の構造

二　火薬庫の構造、材質、基礎及び排水の措置の状況を、目視及び図面により検査する。

三～五　［略］

三～五　［略］

六　第二十八条第四号の火薬庫の土堤

六　土堤、簡易土堤又は防爆壁の有無を、目視により検査する。

14　がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準

一　［略］

一　［略］

二　第二十九条第一号のがん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造

二　がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造及び防火の措置を、目視又は図面により検査する。